

令和4年2月21日  
新技術等効果評価委員会

第2回新技術等効果評価委員会  
新技術等効果評価委員会運営規則第3条に基づく書面による議事結果

新技術等効果評価委員会（以下「本委員会」という。）に付議された次の議案について、新技術等効果評価委員会運営規則第3条に基づき、書面による審議を行ったところ、過半数の委員より、主務大臣の見解について適当である旨及び第1回本委員会議事録の公表について了承する旨回答を得たため、その旨、本委員会の議決に代えることとした。

◆議案

- ①新技術等実証計画の認定申請書について
- ②第1回新技術等効果評価委員会議事録の公表について

◆議決内容

議案①について

- 委員15名全員が議決に参加し、本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。
  - ・厚生労働大臣から提出された見解は、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第13条第6項において準用する法第11条第4項各号の規定に照らし、適当である。
  - ・経済産業大臣から提出された見解は、法第13条第6項において準用する法第11条第4項各号の規定に照らし、適当である。

議案②について

- 第1回新技術等効果評価委員会の議事録を公表することを決定した。

(以 上)